特名随意契約の理由書

1　案件番号　　K13-11

2　案件名　　個人住民税申告の電子化に伴う税務 LAN 改修業務委託

3　案件場所　　宝塚市東洋町外　地内

4　契約期間　　契約の日から令和８年(２０２６年)３月３１日まで

5　契約相手方　　社名：株式会社　日立システムズ

6　指定理由　　(根拠)
地方自治法施行令　　第１６７条の２第１項第 ２ 号該当
宝塚市契約規則　　第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)
本業務は、令和８年度から始まる個人住民税申告の電子化に関連して、マイナポータル申請管理から出力した申告データ（CSV データ）を、本課業務において運用中の「税務 LAN システム」へ取り込むためのシステム改修業務委託契約です。
当該システムは、本課業務において運用中の市・県民税賦課収納システム「ADWORLD」に付随した申告支援システムであり、一体となって提供されているため、上記契約相手方以外の事業者による作業ができません。
以上の理由により、上記契約相手方との特名随意契約を行います。

7　問合わせ先　　課名：企画経営部市民税課　　内線：２４４４

特名随意契約の理由書

1　案件番号　　Ｋ４－２１２

2　案件名　　令和２年度導入分庁内無線LAN保守延長業務委託

3　案件場所　　宝塚市東洋町　地内

4　契約期間　　令和８年（２０２６年）　３月　１日　～
令和８年（２０２６年）　６月３０日

5　契約相手方
社名　日本電気株式会社

6　指定理由
（根拠）
地方自治法施行令　第１６７条の２第１項第　２　号該当

宝塚市契約規則　　第２０条第　１　項ただし書該当

（指定理由）
本保守業務の対象は、本庁舎に敷設している無線の庁内ネットワークに必須の物品であり、常に安定した運用が必要となります。
上記契約相手方は現在も保守を行っており、構築事業者として当該機器の仕様、動作環境に精通しています。
当該機器を、常に正確かつ安全に運用できる事業者は、上記契約相手方の他にありません。
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。

7　問合わせ先
課名：情報政策課　内線：４７０６

特名随意契約の理由書

１　案件番号
　　健長賃Ｒ７－５

２　案件名
　　宝塚市集団健診 Web 予約システム導入業務及びサービス利用契約

３　案件場所
　　宝塚市小浜４丁目外　地内

４　契約期間
　　契約締結日～令和１０年（2028 年）１２月３１日

５　契約相手方
　　住所：　岡山市南区豊成２丁目７番１６号
　　社名：　株式会社両備システムズ

６　指定理由
（根拠）
　　地方自治法施行令 第１６７条の２第１項　第２号　該当
　　宝塚市契約規則 第２０条第１項　ただし書　該当
（指定理由）
　自治体システム標準化に伴い、本市が導入している健康管理システムの更新を令和８年（2026 年）１月に予定している。また、健康管理システムと連携する本件 Web 予約システムも同時に更新する予定であるが、次期健康管理システムの構築期間中に導入準備をする必要がある。上記相手方は次期健康管理システムの開発元であり、同者が提供している Web 予約システムを利用することで一体的な導入準備が可能となり、稼働後も安定的な運用を担保できることから、特名随意契約を締結する。

７　問合わせ先
　　課名：　健康推進課　　内線：　２８６８

特名随意契約の理由書

1　案件番号　　健長賃Ｒ７－６

2　案件名　　健康センター スキャナー賃貸借及び保守

3　案件場所　　宝塚市小浜４丁目地内（宝塚市立健康センター）

4　契約期間　　契約日　から　令和 12 年（2030 年）12 月 31 日

5　契約相手方
社名：　リコージャパン株式会社

6　指定理由
（根拠）
地方自治法施行令　第１６７条の２第１項第　８　号該当

宝塚市契約規則　第２０条第１項　ただし書　該当

（指定理由）
令和８年１月より稼働を予定している健康管理システム（健康かるて V8）の利用にはシステムベンダーが動作保証するスキャナーの利用が必要となります。
当該スキャナーを調達するため、令和 7 年 11 月 18 日付で入札に付したところ、応札者が無く不調となりました。
再度の入札に付す時間はないため、スキャナーの製造及び販売元である上記事業者に特名随意契約することとします。

7　問合わせ先
課名：　健康推進課　　内線：　２８６８

特名随意契約の理由書

1　案件番号　　子保委－１４２

2　案件名　　宝塚市保育業務システム保守業務委託

3　案件場所　　宝塚市東洋町　地内

4　契約期間　　契約日～令和８年（２０２６年）３月３１日

5　契約相手方　　株式会社アイネス

6　指定理由

（根拠）

地方自治法施行令　　第１６７条の２第１項第　２　号該当

宝塚市契約規則　　第２０条第１項　ただし書　該当

（指定理由）

当該委託は、現在本市が使用している保育業務システムの保守業務です。

当該システムは上記相手方のパッケージシステムであり、そのシステムの保守については、著作権上、上記相手方しか作業することができないため、現在の保育業務システムを構築した当該事業者と特名随意契約を締結します。

7　問合わせ先　　保育事業課

特名随意契約の理由書

１　案件番号　　Ｃ２－１０

２　案件名　　蒸気タービン点検整備委託

３　案件場所　　宝塚市小浜１丁目地内

４　契約期間　　契約日　～　令和８(2026)年３月 31 日

５　契約相手方　　社名：新日造エンジ株式会社

６　指定理由

（根拠）

地方自治法施行令　第１６７条の２第１項　第２　号該当

宝塚市契約規則　　第２０条１項該当ただし書該当

（指定理由）

本委託契約は、本市施設専用に設計された設備の整備であり、整備をするにあたっては、設備の性能、特性、機能及び同じ方式の他プラントでの故障状況を熟知している必要があります。

また、製造後３０年以上を経て、部品の供給がままならない状況で、全休炉中の短期で整備を完了しなければならず、そのためには、設備の製造メーカー若しくはその整備業者と契約しなければ、契約の目的を達成することができません。

よって、本件は、メーカー系列の保守会社の中で、上記相手方以外に本保守業務を履行できる事業者が他にいないため、上記契約相手方を指定します。

７．問合わせ先

課名：　管理課

特名随意契約の理由書

1　案件番号　　教管委－４４

2　案件名　　宝塚市基幹系システム（学事業務）更新事業に係る機器の賃貸借に関する契約（再リース）

3　案件場所　　宝塚市東洋町　地内

4　契約期間　　令和７年（２０２５年）１１月　１日～
令和８年（２０２６年）　８月３１日

5　契約相手方
住所：神戸市中央区磯上通７丁目１番８号
社名：ＦＬＣＳ株式会社

6　指定理由
（根拠）
地方自治法施行令　第１６７条の２第１項第　２　号該当
宝塚市契約規則　第２０条第１項　ただし書　該当

（指定理由）
本案件は、令和７年（２０２５年）１０月３１日をもって期間満了となる宝塚市基幹系システム（学事業務）更新事業に係る機器の賃貸借及び保守に関する契約の端末等のリースを延長するもので、本契約においては、標準化対応したシステムへ移行するまでの期間について、当該システムの既存の契約事業者である上記の契約相手を指定し契約を行うこととします。

7　問合わせ先　　課名：管理部学事課　　内線：２２０２

特名随意契約の理由書

1　案件番号　　教管委－４４１

2　案件名　　宝塚市基幹系システム（学事業務）更新事業に係る保守に関する契約

3　案件場所　　宝塚市東洋町　地内

4　契約期間　　令和７年（２０２５年）１１月　１日～
令和８年（２０２６年）　８月３１日

5　契約相手方
住所：　新潟県新潟市中央区米山二丁目５番地１
社名：　（株）ＢＳＮアイネット

6　指定理由
（根拠）
地方自治法施行令　　第１６７条の２第１項第　２　号該当
宝塚市契約規則　　第２０条第１項　ただし書　該当

（指定理由）
本案件は、令和７年（２０２５年）１０月３１日をもって期間満了となる宝塚市基幹系システム（学事業務）更新事業に係る機器の賃貸借及び保守に関する契約のうち保守業務を実施するもので、本契約においては、標準化対応したシステムへ移行するまでの期間について、当該システムの既存の契約事業者である上記の契約相手を指定し契約を行うこととします。

7　問合わせ先　　課名：管理部学事課　　内線：２２０２

特名随意契約の理由書

１　案件番号　　教学賃－３０２

２　案件名　　宝塚市 NEXT GIGA 用タブレット機器の賃貸借に関する契約

３　案件場所　　宝塚市小浜１丁目 外地内

４　履行期間　　令和　８年（2026 年）４月　１日　～
令和１３年（2031 年）３月３１日

５　契約相手方
住所：兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目１番６号
社名：NEC キャピタルソリューション株式会社

６　指定理由
（根拠）
地方自治法施行令　第１６７条の２第１項第２号　該当

宝塚市契約規則　第２０条第１項ただし書　該当

（指定理由）
本調達は、兵庫県内の複数の自治体が共同で実施した「令和７年度兵庫県公立学校における学習者用コンピュータ一式調達業務」のプロポーザルにより選定された優先交渉権者と契約しようとするものです。
調達費用については、県の共同調達によることを条件として、公立学校情報機器整備事業費補助金により基本調達品にかかる費用の３分の２が国費で賄われることから、県の共同調達に参加しました。
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。

７．問合わせ先
課名：教育研究課　　直通：０７９７－８４－０９４６

特名随意契約の理由書

1　案件番号　　健高修 R7-2

2　案件名　　フレミラ宝塚非常用発電機制御盤更新修繕

3　案件場所　　宝塚市売布東の町地内

4　契約期間　　契約日　から　令和９年（２０２７年）３月３１日

5　契約相手方

住所：大阪市北区堂島二丁目２番２号　近鉄堂島ビル９Ｆ

社名：三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

6　指定理由

（根拠）

地方自治法施行令　第１６７条の２第１項第　２　号該当

宝塚市契約規則　第２０条第１項　ただし書　該当

（指定理由）

既存発電機の制御盤の更新修繕であり、既設の設備等と密接不可分の関係にあることから、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用において、責任体制が不明確になるなど、著しい支障が生ずるおそれがあるため。

7　問合わせ先

課名：高齢福祉課　　内線：2537